令和８年（フ）第５２５５号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目12番２号　レジデンス西田辺301号
債務者　古本　公之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４４号
兵庫県尼崎市常吉１丁目３番15―403号
債務者　片岡　絵理
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―716号、前住所横浜市青葉区藤が丘一丁目39番地６　ＳＫハイツ205号
債務者　大野陽向子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６０５号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目17番10号　レスポワール35　502号
債務者　大越　理加
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６０８号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目１番２―211号
債務者　中山　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第７０号
山口県岩国市玖珂町4133番地１　233
債務者　築地　真美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２９７号
徳島県徳島市沖浜東３丁目60番地　アルファステイツ沖浜804号
債務者　藤本　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５４号
福島県郡山市並木五丁目３番地の36　プレセランス郡山408号
債務者　小椋友香里
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２６１号
福島県郡山市富田西五丁目70番地
債務者　橋本　卓司
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
神戸市垂水区北舞子３丁目６番36号
債務者　柴田　悠希
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９８号
神戸市中央区山本通２丁目９番18号　ＮＯＢＵＳＡＮ異人館通201号
債務者　国本としえこと　ＷＩ　ＨＹＥＳＯＯＫ　魏　　惠淑
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０２号
神戸市長田区駒ケ林町１丁目３番16号　山宮荘東２号
債務者　前田　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６８号
長崎県長崎市本原町34番10―105号
債務者　松竹　美緒
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８３号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1141番地９　井上ハイツコスモス荘102号、旧住所岡山県岡山市北区谷万成一丁目３番18号　206
債務者　岩永　顕法
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８９号
長崎県長崎市坂本１丁目10番28―405号、旧住所長崎県大村市武部町580番地４
債務者　小柳　暁子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３５号
栃木県栃木市片柳町２丁目53番５号
債務者　戸澤　郁巳
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３２号
山形県新庄市城南町９番25号　城南アパート４―１
債務者　佐藤　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山形地方裁判所新庄支部